

# 社会福祉 しずおか

2015

5  
No.774

## 特集

“共生・支え合い”による  
地域社会の実現

～5月12日は「民生委員・児童委員の日」～

編集発行



社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

〒420-8670 静岡市葵区駿府町1番70号

電話.054-254-5248 FAX.054-251-7508

<http://www.shizuoka-wel.jp>

E-mail [spcsw@shizuoka-wel.jp](mailto:spcsw@shizuoka-wel.jp)



# “広げよう 地域に根ざした 思いやり”

〈100周年に向けた民生委員・児童委員行動宣言〉

地域の安心・安全なまちづくりのために、  
全国で民生委員・児童委員が活躍しています  
～5月12日は「民生委員・児童委員の日」～

## 民生委員・ 児童委員とは

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。給与の支給はなく（無報酬）、ボランティアとして活動しています（任期は3年、再任可）。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされています。

民生委員・児童委員制度は全国統一の制度であり、すべての市町村において、一定の基準に従いその定数（人数）が定められ、全国で約23万人が活動しています。

民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしています。

## 民生委員・児童委員 制度の歴史

《民生委員制度は、大正6年に岡山県で誕生した「济世顧問制度」を始めりとします。》

大正5（1916）年5月、宮中で開催された地方長官（現在の知事）会議において、《大正天皇》は各地の貧困について尋ねられました。

そこで、当時岡山県知事の笠井信一氏は、すぐに岡山県内の貧困の事情を調査し、悲惨な生活状況にある者が県民の1割に達していることが判明しました。そこで、大正6年5月12日、「防貧」を目的に「**济世顧問制度**」を制定しました。

济世顧問の役割が防貧であること、知事が济世顧問を委嘱することなどが明記されています。

### 济世顧問設置規程

- 第一条 济世顧問ハ県下市町村ノ防貧事業ヲ遂行シ個人並ニ社会ヲ向上セシムルコトヲ以テ目的トス
- 第二条 济世顧問ノ防貧方法ハ精神上ノ感化、物質上ノ斡旋等ニ依リ現在及将来ニ於ケル貧困ノ原因ヲ消滅セシムルモノトス
- 第三条 济世顧問ノ員数ハ市ニ在リテハ十五名 町村ニ在リテハ一名トス但シ区域ノ広狭ト事情トニ因リ其ノ員数ヲ増加スルコトアルヘシ
- 第四条 济世顧問ハ知事之ヲ囑託ス
- 第五条 济世顧問ニ推薦セラルヘキ者ハ左ノ資格ヲ具備スルモノナルコトヲ要ス
  - 一、人格正シキモノ
  - 二、身体健全ナルモノ
  - 三、常識ニ富メルモノ
  - 四、慈善同情心ニ富メルモノ
  - 五、市町村内中等以上ノ生活ヲ営ミ少クモ俸給ヲ以テ衣食ノ資ニ供セサルモノ
  - 六、忠実勤勉其ノ職務ニ尽スヘキモノ
- 第六条 济世顧問ハ其ノ職務ヲ執行スルニ当リ相互間ノ連絡ヲ保チ必要アルトキハ関係官公署ノ助カヲ要求スルコトヲ得
- 第七条 济世顧問ハ名誉ノ職トナシ之ヲ優遇ス

★笠井信一氏

静岡県富士市出身で、元静岡県知事です。

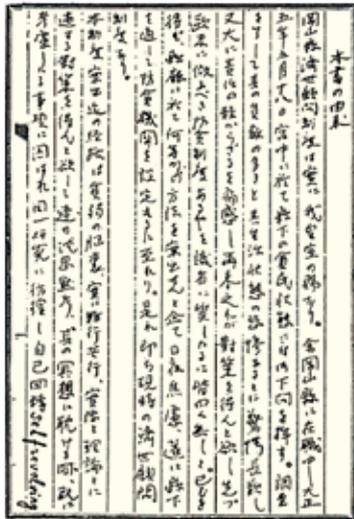


〈いこいの広場(静岡市)〉

★笠井信一氏の直筆文

「濟世顧問制度之精神」

笠井氏は、濟世顧問制度を作り上げるまでに、難行苦行であったと述べています。



《大正7年には大阪府で「方面委員制度」が発足し、昭和3年には方面委員制度が全国に普及しました。》

大正7年、大阪府下の理髪店で散髪をしていた当時の府知事の林市蔵氏は、夕刊を売る母と娘を見掛け、この母子の状況を聞くと、このような母子は他にもいるはずだと思い、こういった状況を防いでいくために、当時の政治顧問であった小河滋次郎氏とともに、「方面委員制度」を立案します。

★大正7年10月7日設置

◇この「方面」というのは、今でいえば「地域」といったような意味です。

◇成案にあたっては、当時ドイツのエルバーフェルト地方で実際に活用されていた地域住民のボランティア制度を参考にしました。

※ちなみに、林市蔵氏の妻・しげは、静岡県沼津市の素封家出身でした。

活動区域は「小学校通学区」であること、濟世顧問制度と同様に、知事が委嘱して、名誉職として活動してもら

**方面委員規程**

第一条 方面委員の区域は市町村小学校通学区に概する。但し土地の状況により区域を分合するを妨げず。

第二条 方面委員は関係市町村吏員、警察官吏、学校関係者、有志者及び救済事業関係者中より知事之を囑託す。方面委員は名誉職とす。

第三条 方面委員には常務委員一名を置く。常務委員は委員中の推薦により知事之を囑託す。

第四条 学校其他適當の場所に事務所を設け専属書記を置く。書記は常務委員之を選任す。

第五条 方面委員は関係区域内の状況を詳にし大凡左の調査及実行に従事するものとす。

一、関係区域内の一般生活状態を調査し之が改善向上の方法を考究すること。

二、要救護者各個の状況を調査して之に対する救済方法の適否を考究し其徹底に努むること。

三、現存救済機関の適否を調査し其区域に新設を要すべき救済機関を考究すること。

第六条 方面委員の調査考究に依る事業の実施は主として郡市町村公益法人及有志の施設に俟つものとす。

第七条 各方面に於ける事務の連絡統一を図るため各方面常務委員連合会を設く。連合会は各方面常務委員を以て組織し知事に於て必要と認むる場合隨時之を開會す。

第八条 府市に幹事を置く。幹事は府市区の救済課係員及警察署員中より知事之を選定す。

第九条 委員及従事員は所定の章を帶用す。

第十条 書記は有給とし事務所雜費は必要に於て之を支弁す。

う旨が明記されており、また、こういった「方面委員」の活動をしっかりと支える組織をどのようにつくっていくかをまとめています。

◇昭和11年(1936年)

11月13日「方面委員令」制定・公布により、方面委員制度が全国統の制度となりました。昭和12年1月15日に施行され、方面委員活動が全国で統一的に運用されるようになりました。

※任期は4年

昭和21年には、民生委員令の公布により名称が現在の「民生委員」に改められました。

また、昭和23年には、民生委員法が公布・施行され、委員の任期は3年と定められました。

この間、一貫して生活困窮者の支援に取り組むとともに、とくに戦後は、時代の変化に応じて新たな活動に取り組むなど、地域の福祉増進のために常に重要な役割を果たしてきました。

来る平成29年には、民生委員制度は、濟世顧問制度創設から100周年を迎えます。

## 民生委員・児童委員の活動

民生委員・児童委員は、日々、さまざまな活動に取り組んでいます。

高齢者・障がい者・子育て世帯の訪問や見守り、住民からの相談対応をはじめ、行政や社会福祉協議会、学校等と連携協力した活動、さらには民児協の一員として地域の福祉力を高めるための取り組みなども進めています。

※全国の民生委員・児童委員による住民への相談・支援件数は、「訪問・連絡活動」（安否確認のための訪問等）だけで年間約3・805万回（平成24年度実績）を数えています。

### ☆地域住民からの相談への対応

高齢者や障がい者、子育て世帯など、地域住民からの生活上のさまざまな相談に応じ、その内容に応じて行政による支援につなぐたり、適切な福祉サービス

の紹介などを行ない、課題解決に協力しています。

### ☆子どもたちの安全を守るための活動



校門前で見守り活動する様子

子どもたちが交通事故や犯罪被害に巻き込まれないよう、登下校時の子どもたちの見守りや声かけ、また通学路周辺のパトロール活動などを行なっています。

### ☆「いきいきサロン」「子育てサロン」の運営協力



子育てサロンの様子

高齢者、また子育て中の親子が地域の中で孤立することがないよう、居場所づくり、仲間づくりなどを目的とした「サロン」事業の運営に協力しています。

### ☆高齢者、障がい者世帯等の訪問、見守り

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障がい者世帯等を定期的に訪問し、相談にのったり、体調の悪化や犯罪被害防止等のための見守り役となります。

### ☆災害時要援護者の支援体制づくり

地域ごとに設置されている民児協組織の一員として、町内会・自治会等と協力しながら、高齢者や障がい者などの災害時要援護者の避難支援体制づくりのために、要援護者台帳の作成や避難支援者の確保などの取り組みを進めています。

### ☆行政からの要請に基づく調査協力

市区町村行政からの要請に基づく高齢者の状況調査をはじめ、福祉事務所や児童相談所などが行なう住民への福祉サービスにかかわる業務への協力を行なっています。



## 「いつでも、どこでも、誰でも」気軽に集まれる場“居場所”の推進 ～御殿場市社会福祉協議会の取り組み～

平成27年3月20日(金)に、御殿場市社会福祉協議会(以下「御殿場市社協」と)と共催で平成26年度地域福祉研修・連絡会(小地域福祉活動リーダー養成講座)を、御殿場市民交流センター「ふじざくら」で開催しました。

参加者は、御殿場市でサロンを実施している団体の代表者のほか、御殿場市介護保険課、地域包括支援センター等の関係機関も参加されました。

今回の研修・連絡会を企画したきっかけについて、御殿場市社協の地域福祉課齋藤主幹は、次のように整理されています。



**Point1** 平成27年(2015年)の介護保険制度の改正に伴い、地域包括ケアシステムの構築に向けた「地域支援事業」の充実が、より一層求められており、御殿場市でもひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加し続け、特に男性高齢者が地域に出られていない状況もあり、地域住民(ボランティア)の方々に対する過度な期待も感じつつ、今後、地域福祉活動の充実が必要不可欠である。

**Point2** 平成27年2月、当市では「協議体」の設置に向けた「関係機関による勉強会」が、行政において予算措置がなされた。並行して、生活支援コーディネーターの育成についての話し合いも、市行政が音頭を取り、平成27年度から本格的にスタートする。

**Point3** 本会では、自治会長(区長)の理解と協力を得て、市内59すべての自治会(区)に、高齢者向け「ふれあい・いきいきサロン」の設置を進めてきた。

これから「居場所」を立ち上げるに当たり、市内で定着した「ふれあい・いきいきサロン」の従事者にも、改正介護保険制度の趣旨と「居場所」について理解を深めていただき、さらなる地域福祉活動の充実を図りたい。

このように、御殿場市社協では、地域の課題解決に向けて、制度の後押しもあり、これまで推進してきた地域福祉活動を活かした取組をさらに発展できる



よう支援するという視点で取組まれています。研修を受講していただいた方には、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように「いつでも、どこでも、誰でも」をキーワードに地域住民が気軽に集まれる場を創り出し、また、そのことが助け合い活動へと発展することも知ってもらえたのではないかと思います。

### ◎ 御殿場市の居場所「さんぼ路」の紹介 宇野代表

～年齢に関係なく、誰もが気軽に立ち寄り、出会い、人の輪を広げる「居場所」～

- 平成26年12月開始、ボランティア「みんなの手」12人が運営
- 開催日時 火・木曜日、第一・第三土曜日 10時～15時
- カフェメニュー 食事 350円 コーヒー100円 抹茶セット200円等
- 住所等 御殿場市東田中1447-1 ☎0550-87-1202



県社協では、居場所づくりの推進に取り組んでいます。居場所づくりのDVDの購入や研修に取り組みたい方は、県社協まで御相談ください。 静岡県社会福祉協議会地域福祉課 ☎054-254-5224まで

# 平成二十七年 度 県社協事業計画

基本目標

## 1 地域を支える人づくり

実施目標①

住民の意識と主体的な行動力を高めます

●暮らし・安心・支え合いの福祉のまちづくり県民運動の実施

県民福祉の日(10月20日)を中心とした県民運動において、地域における深刻な生活課題の解決や社会的孤立の防止に関する啓発活動を展開します。

●市町村協等と協働して住民の主体形成を図ります

1 ボランティア活動推進事業

市町村協ボランティアセンターの支援強化並びに地域活動団体及びNPO関係団体への支援を行います。

また東海地震等大規模災害発生時に、適切に対処するため、県内社協の体制整備、職員の資質向上に努めます。

2 地域福祉教育推進事業

平成23年度に策定した「静岡県における地域福祉教育推進に係る基本方針」に基づき、住民主体の地域福祉を進める上での基盤である福祉教育を推進し、子どもからお年寄りまで全ての住民を対象に福祉に対する啓発活性化を図ることにより、地域住民自身が主人公になった草の根的な「福祉のまちづくり」を進めます。

実施目標②

地域福祉活動の核となる人材を育成します

●小地域福祉活動リーダーの育成を支援します

小地域福祉活動の推進・まとめ役、実際に活動を担う人(自治会役員や地域活動者等)を養成する指導者を育成します。

●地域福祉コーディネーター、社協職員を育成します

複合的な課題を抱える人や家族に対して総合的な支援を行う地域福祉

コーディネーターや、地域住民が主体となる活動を促し継続的な支援や調整を行う人材を育成します。

●民生委員・児童委員が活用しやすい環境づくりとリーダー層の研修を実施します

民生委員・児童委員活動と社協活動の連携強化を図るため、活動の基盤である法定地区民児協の活動を支援するとともに、民生委員・児童委員が住民の身近な相談・支援者としての役割を担うための研修を開催します。

実施目標③

福祉サービスの担い手を確保・育成します

●福祉・介護現場の魅力ややりがいの発信と、きめ細やかな就労支援により、より多くの就労につなげます

福祉人材センターでは、福祉介護職場の魅力ややりがいを積極的に発信するとともに、福祉・介護人材確保のため、求人・求職のマッチングをきめ細やかにを行うなど、求人事業所及び求職者への支援を行います。

●人材の育成と職場への定着のため、働きやすい職場環境をつくりま

高い志を持って福祉・介護職場に就職しても、職場内の人材育成システムが十分でないことや、将来展望ができないことから離職する例が生じていることから、福祉・介護職員を対象とした外部研修実施機関として階層別テーマ別の研修会を開催するとともに、人材育成の基本である職場内の研修実施を支援します。

## 基本目標 2 地域福祉を支える仕組みづくり

実施目標①

住民主体による地域福祉活動・生活支援を推進します

●小地域福祉活動の推進や基盤整備を市町村協と協働して取組みます

孤立予防や子育て支援にとどまらず、安心・安全のまちづくりや街の活性化等への広がり期待される「居場所づくり」について、実践者の養成と関係者のさらなる意識の向上を図ります。

●地域における災害時要援護者の支援体制づくりを関係機関・団体と連携・協働して取組みます

県民の最大の関心事である「防災防犯」をキーワードに、地域における「声掛け・見守り活動」を通じて、地域のつながりを再構築するとともに、災害時における要援護者の支援体制のあり方を検討します。

**実施目標②**  
支援を必要とする住民の地域生活を支えます

●生活困窮者の理解促進と自立支援の仕組みづくりへの支援

生活困窮者の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等体制を構築することにより、生活困窮者の自立支援に取り組みます。

●権利擁護体制の構築の推進

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などの方々が、地域において自立した生活を安心して送ることができるよう、福祉サービスの利用支援を市町村協と協働して行います。

●行政・各関係機関、団体種別協議会、職能団体との連携・協働の促進

地域包括ケアシステムの構築に向けて保健・医療・福祉・介護分野の専門職連携の強化を図ります。

**基本目標 3**  
地域福祉を支える  
基盤づくり

**実施目標①**  
市町村協を支援します

●市町村協相互の連絡調整、調査研究、政策提言

市町村協の体制強化、基盤整備を図るとともに、地域福祉を協働して進めるための基礎調査及び訪問支援等を行います。

また、各市町の地域福祉推進における現状や課題、今後の取組について、近隣の市町との関係機関による意見交換の場を設定し、連携強化に努めます。

●役職員のスキルアップ支援

地域福祉の担い手となる市町村協役職員の資質向上を目的とした体系的な研修を実施します。

**実施目標②**  
社会福祉事業者を支援します

●社会福祉事業者の地域福祉推進に係る環境づくりを促進します  
社会福祉施設種別協議会及び民間

社会福祉団体のより一層の基盤強化を図るための支援や、全体を統括した福祉に関する提言・要望活動を実施します。

●社会福祉事業者の等の経営を支援します

社会福祉法人及び社会福祉施設が行う運営の取組に対し、福祉施設経営指導員等の専門相談員による助言、指導及び支援を行います。

**実施目標③**  
県社会福祉協議会の基盤強化を図ります

●会員参画の場の充実を図ります

県社協への多様な意見集約と県社協のネットワーク機能を高めるため、会費利用内容を明確にし、よりわかりやすい会員体系を検討します。

●組織体制の強化を図ります

予算、決算、事業計画等の定例的な議題提案にとどまらず、各種事業の進捗状況や、地域が抱える課題等を積極的に報告し、理事・評議員の意見を県社協の事業運営に反映させます。

また、理事・評議員等への日常的な情報提供と意見集約に努めます。

●財政基盤の確保を図ります  
限られた財源を有効活用するため、

財政の効率化と改善を推進し、財政基盤の強化を図ります。



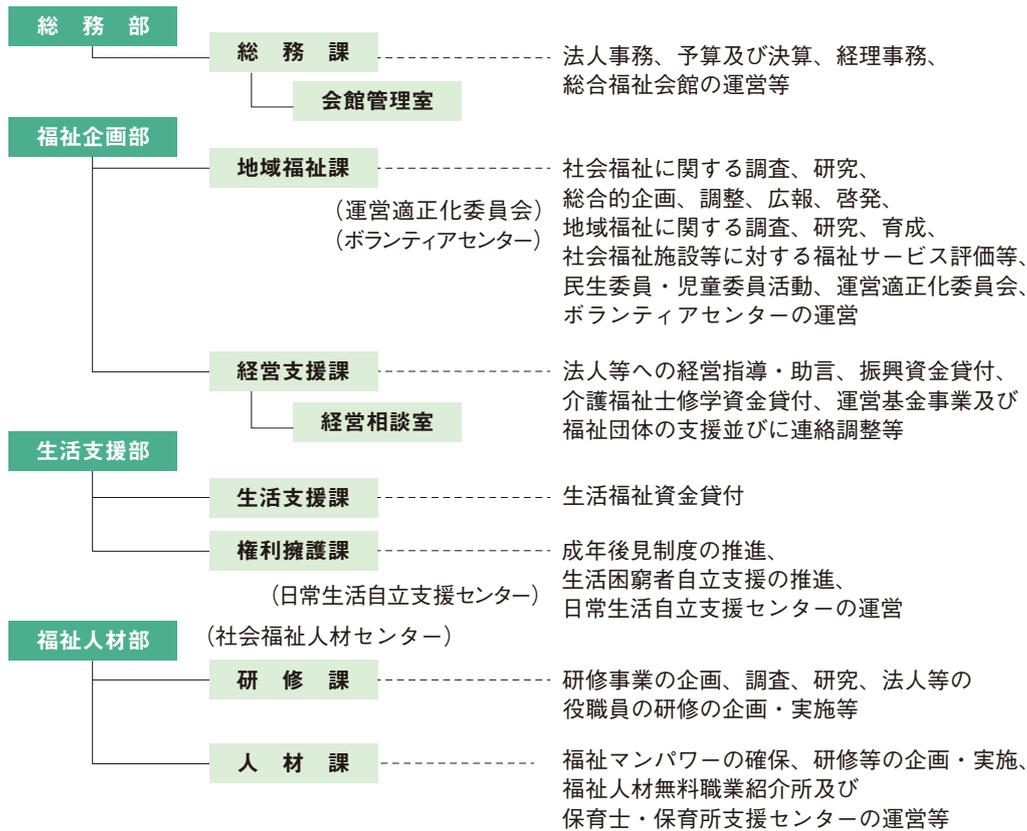
居場所づくり交流会の様子

平成27年度 静岡県社会福祉協議会収支予算書 (単位:千円)

| 会計単位                |        | 収入        | 支出        |
|---------------------|--------|-----------|-----------|
| 一般会計                | 社会福祉事業 | 2,027,656 | 2,027,656 |
|                     | 公益事業   | 246,012   | 246,012   |
| 生活福祉資金会計            |        | 4,115,572 | 4,115,572 |
| 要保護世帯向け不動産担保型生活資金会計 |        | 541,671   | 541,671   |
| 生活福祉資金貸付事務費会計       |        | 145,212   | 145,212   |
| 臨時特例つなぎ資金会計         |        | 45,987    | 45,987    |
| 合計                  |        | 7,122,110 | 7,122,110 |

平成27年度

## 社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会 組織図



## 社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会 人事異動 (平成27年4月1日現在)

| 所属・職名   | 氏名     | 備考          |
|---|--------|-------------|
| 総務部総務課長   | 内藤 慎一郎 | 採用(県派遣)     |
| 生活支援部長(兼)日常生活自立支援センター所長                             | 鶴見 宏   | 採用(県派遣)     |
| 福祉人材部研修課長   | 後藤 文彦  | 採用(県派遣)     |
| 総務部総務課(会館管理室長)                                      | 石垣 雄司  | 採用          |
| 福祉企画部経営支援課(経営指導員)                                   | 佐野 明人  | 採用          |
| 福祉人材部研修課 嘱託員  | 赤堀 英樹  | 採用          |
| 事務局次長(兼)福祉企画部長(兼)経営支援課長(兼)福祉情報センター所長(兼)ボランティアセンター所長 | 柿澤 彰   | 昇格          |
| 生活支援部権利擁護課 主幹                                       | 海野 芳隆  | 昇格          |
| 総務部総務課 主任   | 松浦 史紀  | 昇格          |
| 福祉企画部地域福祉課 主任                                       | 松永和 樹  | 昇格          |
| 生活支援部権利擁護課 主事                                       | 相京 正典  | 島田市社協から派遣戻り |
| 福祉企画部地域福祉課 嘱託員                                      | 川島 裕子  | 研修課から異動     |
| 生活支援部権利擁護課 嘱託員                                      | 田村 慎司  | 生活支援課から異動   |
| 福祉人材部研修課 嘱託員  | 小野田 美佳 | 人材課から異動     |
| 福祉人材部人材課 嘱託員  | 望月 美津子 | 育休から復帰      |



**YAMAHA**  
感動を・ともに・創る

音楽を灯そう。

明かりとともに、音楽がとけこむ心地よさを  
毎日の暮らしのなかへ。  
ライティングオーディオ「レリット」です。

ヤマハ ライティングオーディオシステム  
**Relit** Light & Music  
Blending into One

ヤマハ株式会社

**静岡ビル保養株式会社**

住所 静岡市葵区鷹匠2丁目23番9号 電話 **054-251-1161(代)**

ビル内外清掃、建物営繕、環境衛生管理、  
メディカルサービス、設備運転・保守管理、  
電気設備管理、空調設備管理、給排水設備管理、  
防災設備管理、リニューアルサービス、  
設備保安警備、雑踏保安警備

**平成27年度共同募金の助成申請の受付を開始しました!**

**赤い羽根共同募金**

10月からの赤い羽根共同募金運動の実施に先立ち、県内で社会福祉を目的に事業を行っている民間の非営利の団体(地区社会福祉協議会等)、グループ、社会福祉施設からの助成事業の申請を受け付けます。  
(介護保険事業を除く)

申請区分: ①広域地域福祉活動助成・福祉施設機器整備助成(事業実施年度:平成28年度)  
②地域ふれあい支え合い助成事業(事業実施年度:平成27年(10月以降))

受付期間: 上記①は 4/1~5/15  
上記②は 6/1~7/24

詳細: ホームページ「助成を受けたい」の助成要綱及び各要領を参照  
問合先: 〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70(福)静岡県共同募金会(TEL 054-254-5212) <http://www.shizuoka-akaihane.or.jp/>

**家庭用常備薬の斡旋について**

静岡県社会福祉協議会では、社会福祉従事者の方の福利厚生の一環として、家庭用常備薬の斡旋販売をしています。  
平成27年度は3回の斡旋を予定しています。(1回目:3回目:株式会社あまの創健/2回目:大日商事株式会社)  
第1回目の申込みは以下のとおり行います。つきましては、職員の皆様に御周知いただきますようお願い申し上げます。

**【株式会社あまの創健】**

- ◆申込用紙送付予定日 5月上旬
- ◆申込締切予定日 6月上旬
- ◆商品発送予定日 7月上旬(株式会社あまの創健より発送)

※一個当たりの商品価格が市販のものに比べてかなり割安です。  
各事業所・御家庭用としてお使いいただけます。

☆この機会に是非御利用ください☆

みなさまの「健康管理」をお手伝いします。

《事業内容》  
健康管理用品サービス: 家庭用常備薬・健康食品・健康機器・各種記念品 etc  
健康管理サービス: 健康診断・保健指導・健康セミナー・郵送がん検診 etc

家庭用常備薬の斡旋をご利用ください。

株式会社あまの創健

〒461-0001 名古屋市東区泉二丁目 20 番 20 号  
電話 (052) 931-0101 FAX (052) 932-1745  
URL: <http://www.amano-s.co.jp>

